

令和3年度第2回大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会 議事要旨

日時 : 令和4年1月26日(水曜日) 10:00 から 12:00 まで
場所 : 西大阪治水事務所 1階 AB会議室
出席者 : 委員) 橋爪会長・岡井委員・阪本委員・山上委員・武田委員・久末委員 計6名
まとめ :

- 【議題】(1)都市・地域再生等利用区域の新たな指定について(安治川右岸(桜島入堀上流))
- ・審議の結果、当該地区の都市・地域再生等利用区域の指定は妥当。
ただし、河川区域等の利活用にあたっては護岸及び堤防に影響がないことを確認すること。
- (2)水辺の賑わい創出事業者の事業評価について(尻無川河川広場)
- ・審議の結果、当該事業の継続は妥当。
- 【報告】安威川ダムにおける賑わい創出事業の計画等について
- ・事業内容が確定した範囲について、事業計画や地元合意が得られていること等を報告。
現在、計画を検討中の範囲については、今後内容が確定した段階で改めて報告を行う。

概要 : [以下、○委員 ●事務局]

議題(1) 都市・地域再生等利用区域の新たな指定について(安治川右岸(桜島入堀上流))

- 高潮、津波に対する安全対策として、南海トラフ地震の臨時情報が出された時の避難体制を検討して頂きたい。
- 事業者公募の際に提案を求める内容として、エリア全体の避難計画の提案を位置付けて頂きたい。
- 避難体制の検討にあたっては、最大潮位だけを見るのではなく時間軸を考慮して頂きたい。平成30年の高潮時は、平常時の潮位から最大潮位まで1時間程度で上がっている。
- 当該地区は安治川水門の外側にあるため、構造物の設計基準を水門内と同じに考えるのは危険。港湾の設計基準も考慮すること。
- 荷物の預け先として、大きめの手荷物預かりがあると利用者の回遊性と利便性が向上するのではないか。
- 河川区域等の利活用にあたっては、大阪府河川構造物等審議会の答申も踏まえ、堤防・護岸等に影響がないことを確認しながら進めること。
- 審議の結果、安治川右岸(桜島入堀上流)における都市・地域再生等利用区域の指定は妥当である。

議題(2) 水辺の賑わい創出事業者の事業評価について(尻無川河川広場)

- 事業評価書に地元客が取り込めているという内容を書き込んでどうか。
- コロナ禍ではあるが、動画による研修だけでなく、避難訓練を実施して従業員が利用客を誘導できるような体制を整えて頂きたい。
- 船上施設の避難訓練はなかなか例がなく、モデルケースになり得る。
- 来月以降、避難訓練を実施したいと考えている。
- 地域活性化の評価について、事業実施結果などのアウトプットの評価だけではなく、体験の質やまちのイメージ向上などのアウトカム的な評価指標を検討頂きたい。
- 事業評価書について、地元客を取り込めていること、今後避難訓練を実施することを追記する形で修正いただきたい。また、今回初めての試みであることから、フォーマットについても今後検討して頂きたい。
- 審議の結果、尻無川河川広場の事業継続は妥当である。

報告 安威川ダムにおける賑わい創出事業の計画等について

- 事業内容が確定した範囲については、事業計画及び地元合意を確認した。今後計画を具体化していく範囲については、内容が確定した段階で改めて報告頂きたい。